

平成 29 年 9 月 25 日

各 位

会社名 インスペック株式会社  
代表者名 代表取締役社長 菅原 雅史  
(コード番号：6656 東証第二部)  
問合せ先 取締役管理本部長 富岡 喜栄子  
TEL 0187-54-1888 (代表)

## 上場契約違約金の徴求等についてのお知らせ

当社は、平成 29 年 9 月 25 日付で株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）より、下記のとおり措置を受けることとなりましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 東京証券取引所による上場契約違約金の徴求について

東京証券取引所から、有価証券上場規程第 509 条第 1 項第 2 号に基づき上場契約違約金 10 百万円の徴求を行う旨の公表がなされました。

この理由につきましては、東京証券取引所から、以下の指摘を受けております。

インスペック株式会社（以下「同社」という。）は、平成 29 年 3 月 14 日に金融庁より課徴金納付命令の決定を受けました。

決定内容に掲げられた違反事実によると、同社代表取締役は、平成 25 年 3 月までに同社株式の月間平均時価総額及び月末時価総額（以下、両者併せて「時価総額」という。）が 3 億円以上にならなければ同社株式の上場が廃止される状況にあったところ、株価を高値形成させることで上場廃止を免れようと企て、同社の業務として、同社使用人をして、同社の役員と生計を一にする親族名義の口座等を用いて、同社株式につき、買い注文を発注させて約定させ、時価総額が 3 億円を超える株価に引き上げるなどした上、上記事情を秘して、あたかも自然の需給によって時価総額が 3 億円以上になったかのように装う内容の文章を公表し、もって同社の計算において、同社株式の相場の変動を図る目的をもって偽計を用い、当該偽計により有価証券の価格に影響を与えた、とされています。

上記違反事実の内容を確認したところ、同社では、当時、同社取締役ら株式会社東京証券取引所が時価総額に係る上場廃止基準に抵触することを免れるため、自分達で同社株式を買って株価を上げようと検討していたこと、同社代表取締役がこれを後押しするようなメールを同社取締役に送信していたこと及び同社使用人が同社取締役の親族名義の口座や同社使用人の本人名義の口座を用いて成行注文を発注し株価を引き上げたことが認められました。

このような市場の評価の結果であるはずの株価を上場会社自ら操作する行為は、流通市場の機能を毀損するものであり、かつ、当取引所の市場に対する株主及び投資者の信頼を毀損したと認められることから、同社に対して、上場契約違約金の支払いを求めることといたします。

## 2. 今後の対応について

当社は、平成29年8月21日付「社内処分に関するお知らせ」において公表いたしましたとおり、全社をあげて今般の自社株式の買付行為等に関する再発防止策へ向けた社内体制の再構築に努めて参りました。

具体的には、インサイダー取引防止に関する規程等の厳正化を計るとともに、社内申請手続きを人為的なミスが発生しない仕組みとしてワークフロー化するなど平成29年3月以降改善しております。また、平成19年1月より実施している既存の施策（コンプライアンス自己点検チェック）に加え、今後は役職員全員の研修の実施や内部監査と監査役の連携を強化し、監視・監督機能を継続強化してまいります。

株主様及び取引先様はじめ関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしましたことを、改めて心より深くお詫び申し上げます。

以上